

公布された規則のあらまし

佐賀県現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（規則第四七号）

1 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部改正

現業職給料表について、五〇歳台を中心に四〇歳台以上が受ける給料月額を改定することとした。（別表第一関係）

2 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

現業職給料表の改定に伴い、佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二二年佐賀県規則第二七号）附則第三項の規定により職務の級及び号給の切替えが行われた職員に係る経過措置について、所要の改正を行うこととした。（附則第八項関係）

3 この規則は、平成二三年一月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。